

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社B（以下「会社」という。）に入社し、服飾小物の企画・デザイン、生産管理、営業販売の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、自宅で倒れているところを妻に発見され、C病院に救急搬送されたところ、「脳内出血」と診断された。

請求人は上記疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人に発症した疾病は、右被殻から尾状核にかけての脳内出血であり、発症日は平成〇年〇月〇日である旨の意見を述べ、E医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日に脳内出血(右被殻出血)を発症した旨の意見を述べていることから、当審査会としても、請求人に発症した疾病は「脳内出血」(以下「本件疾病」という。)であると認められ、その発症日は平成〇年〇月〇日であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇については、C病院の診療録には、「昨夜は元気。当日の午前8時30分頃、妻が訪室したところ請求人は倒れていた。」旨の記載があるところ、Fは、「発症前24時間以内に血圧を急に上昇させるような恐怖や緊張を強いられる何か突発的な出来事に遭遇したということはないと思う。」旨述べており、請求人が本件疾病発症前に異常な出来事に遭遇したのとは認められない。

(4) 請求人の労働時間についてみると、以下のとおりである。

ア 監督署長は、請求人にはタイムカード等の出退勤状況を証明する客観的資料が存在しないことから、会社関係者の申述等を基に、「始業時刻は一律午前9時、終業時刻は平日については原則午後7時、土曜日については原則午後4時とし、休憩時間は一律1時間とする。出張時については、G出張は原則午前8時から午後7時までで休憩は食事時間を含め3時間とするが、遠方に

出かけた場合は午前8時から午後8時までで休憩は1時間とする。国内出張の場合は午前9時から午後6時までで休憩は1時間とする。また、休日は日曜日と祝日とする。」と推計している。

イ 審査官は、平日の休憩時間を除き、監督署長の推計は妥当なものとし、平日の休憩時間については、月に2～3回、1回当たり20分から30分程度取引先に出向くために使用していたと認定している。

ウ 請求人の就労状況に関する関係者の申述をみると、以下のとおりである。

(ア) F及びHは、「請求人は、午前7時40分に家を出て、午前8時9分の電車に乗り、会社に向かっていた。帰宅するのは早いときで午後8時、遅いときで午後9時30分頃であり、午後8時45分頃が多かった。土曜日毎週仕事に行っており、平日と同じ時間に家を出て、帰宅するのは午後6時頃であった。」旨述べるほか、本件公開審理においても同旨を述べている。

(イ) 出社時間及び退社時間について、I社長は、「請求人は、午前9時頃に出勤し、退社するのは午後6時半から午後7時半の間が最も多く、遅いときでも午後8時には退社していた。朝7時から仕事をしていたとか、午後10時まで仕事をしていたというのはいり得ない話である。土曜日は月2～3回出勤していたが、毎週ではなかった。午前9時から午前10時の間に出勤し、午後3時から午後4時の間には退社していた。日曜日や祝日に出勤することはなかった。」旨述べ、J専務は、「請求人の出勤時間は午前9時ギリギリで、午後7時頃に退社することが多かった。土曜日は月2～3回出勤していたが、出勤時間は平日よりゆっくり目で、退勤時間は午後2時や午後4時で、午後6時になることはめったになかった。日曜日や祝日に出勤することはなかった。」旨述べている。また、Kは、「請求人は、午前9時少し前に出勤していたという印象である。退社時間は午後6時半までが多かった。午後7時や午後8時まで会社にいることは頻繁にあったわけではない。土曜日は月1～2回のペースで出勤し、出勤時間は午前9時過ぎであり、遅くても午後3時には退社していた。」旨述べている。

(ウ) 休憩時間について、I社長は、「取引先との約束があれば、昼の休憩時間中に出発したり、電話の対応や書類の作成業務などがあつたが、基本的には1時間休憩していた。毎日のように昼の休憩時間を割いて仕事を行っていたということはない。」旨述べ、J専務は、「請求人は午後1時まできつ

ちり休憩をとっていた。休憩時間を割いて仕事をしたり、30分しか休憩をとっていなかったということはない。」旨述べている。また、Kは、「休憩は正午から午後1時までほぼきっちりとれる。請求人は、取引先とのアポイントの時間に合わせて休憩を早く切り上げたりすることはほとんどなかったと思う。」旨述べている。

(エ) 平成〇年〇月のG出張の1日の流れについて、同行したI社長は、「午前8時か午前9時にホテルを出て、工場等に行き、ホテルには夕食を済ませて午後7時か午後7時半に戻ってきた。昼食は1時間弱ぐらい、夕食は2時間ぐらいかけて取る。遠方のLやMには往復で6時間ぐらいかかるので朝早く出発し、午後8時か午後9時にホテルに戻ってくる。」旨述べている。

なお、Nは、平成〇年〇月〇日付け「〇社長」と題する文書において、I社長とおおむね同旨の申述をしている。

(オ) 以上の各申述からみて、当審査会としても、審査官が監督署長の認定を一部修正した上、認定した被災者の労働時間数はおおむね妥当なものと判断する。

なお、請求代理人は、①請求人は必ず午前7時45分には自宅を出て会社に向かっていったから、通勤に要する時間を考慮すれば、始業時間を午前8時30分とするのには十分合理性がある、②請求人は企画・営業の要職にあり、業績向上の圧力を受けながら仕事をし、工場労働者のような定まった休憩時間がとれることがなかったから、昼の休憩時間を30分と推算することは過小な申告ではない、③終業時刻を一律午後7時としているが、同時刻以降の労働時間がゼロに評価されることになって、あまりに不当であり、請求人の作業日誌を検討し推測した終業時刻は過大な申告ではないなどと述べている。しかしながら、上記でみたとおり、会社関係者の申述はおおむね一致しており、これら申述に基づく推計には合理性があるものと判断される。また、請求人が記したとされる作業日誌に終業時間が明確に記載されているのは数日程度であり、他の日においてはそれを裏付ける根拠が乏しいことからすると、同日誌を基に労働時間を推計することは必ずしも合理的とはいえない。したがって、請求代理人の主張は採用できない。

(5) 短期間の過重業務については、決定書理由第2の2の(2)のイの(ウ)に

において説示しているとおおり、本件疾病発症前1週間における請求人の労働時間は、総労働時間が51時間30分、時間外労働時間が11時間30分であるから、請求人が本件疾病発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したものとは認められない。

(6) 長期間の過重業務については、決定書理由第2の2の(2)のイの(エ)において説示しているとおおり、本件疾病発症前1か月間における請求人の時間外労働時間は46時間15分であり、また、発症前2か月ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間も80時間を超えていないことから、被災者が発症前おおむね6か月間において、特に過重な業務に従事したものとは認められない。

(7) 請求人の健康状態についてみると、平成〇年〇月に「慢性肝炎」、同年〇月に「脂質異常症」と診断されているところ、本件疾病の発症原因について、D医師は、「発症原因不明。特定不可。」と述べ、E医師は、「発症時高血圧であり、過重労働の既往はないので、発症と就業との関連性は乏しいと判断する。」と述べている。

(8) 以上のおおり、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

また、請求人及び請求代理人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおおり裁決する。